



通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽 SMS・メールに警戒を！！

ーじつは危険なフィッシングかもー



通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する会社名をかたり、次のようなメールや SMS(ショートメッセージ)を送信し、パスワードや ID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報をだまし取る「フィッシング」に関するトラブルが多くなっています。

【事例1】

通販サイトから「支払い方法に問題がある」との SMS が届いた。疑いもせず添付の URL をタップし、クレジットカード番号や住所を入力した。その後、クレジットカードの請求明細を確認したら、合計約4万円の身に覚えのない決済があった。



【事例2】

契約している携帯電話会社を名乗り「ご利用料金のお支払いが確認できておりません。以下の URL からご確認が必要です」と SMS が届いた。アクセスしたところ、キャリア決済のログイン ID とパスワードの入力を求められ入力した。その後、身に覚えのない請求が約8万円あった。

かたられる事業者等と偽 SMS・メールの内容

かたられる事業者等	偽 SMS・メールの内容(例)
通販サイト フリマサイト(アプリ)	・「支払い方法に問題がある」 ・「不正利用が確認された」 ・「アカウントで異常な動作が検出された」
クレジットカード会社 金融機関	・「カードの不正な取引があった」 ・「本人の利用かどうか確認させてほしい」
宅配便事業者	・「荷物を届けに来たが、不在の為持ち帰った。下記より確認するように」
携帯電話会社	・「支払いが滞っている」 ・「通信サービスの停止と契約解除通告のお知らせ」 ・「携帯電話料金未納の為、今日までに〇〇万円を支払うように」
公的機関	・「未納の税金がある」 ・「納付期限を経過した税金を完納していない」



トラブルに遭わないために



- ・メールや SMS に記載された URL には安易にアクセスしない
- ・フィッシングサイトにアクセスしてしまっても個人情報は絶対に入力しない
- ・フィッシングサイトに ID・パスワード等を入力してしまったらすぐに変更する。カード情報を入力してしまったら、すぐにカード会社などに連絡する
- ・正規の URL やアプリからアクセスする



SNSをきっかけとした情報商材トラブル、引き続き増加！

「情報商材」とは、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット等で販売されているものを言います。情報それ自体に金額を設定して、PDF等の電子媒体や冊子などで売買されています。コロナ禍による収入減少により副業や投資への意欲が高まっている人が増えている今だからこそ、だまされないために情報商材のトラブルについて知っておきましょう。

【事例1】

マッチングアプリで知り合った女性から、「月に40万円稼げる転売ビジネスで、初心者でも簡単にできるし、サポートもある」と勧められ、紹介された業者に40万円を払い入会した。契約後に届いた情報商材には、フリーマーケットサイトに商品の画像をアップし、希望者から購入依頼があった後に商品の現物を仕入れて販売するという方法*が記されていた。試してみたが、月に40万円も稼げそうにない。マッチングアプリで知り合った女性とは連絡が取れなくなった。

※手元のない商品の出品はフリマサイトの規約違反にあたります。



【事例2】

「定型文を送信するだけで月100万円稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスした。儲け方の情報商材を10万円で購入し、サポートを受けるための電話予約を取った。その電話で高額なサポートプランを勧誘され、消費者金融で50万円を借りて銀行口座に振り込んだ。内容が理解できないので返金してほしい。

事例のようにマッチングアプリやSNSをきっかけとした相談が増えています。SNS上では、ビジネスの成功体験や充実した生活等をアピールすることで、簡単に大金が稼げるように思わせます。昨今では若年層だけでなく、幅広い年齢層でトラブルが発生しています。

また、お金がないと伝えても消費者金融で借りるように誘導する悪質な業者もいます。

～トラブルに遭わないために～

- ・ 情報商材は契約前に中身を確認することはできません。購入したら役に立たない情報だったという場合がほとんどです。安易に信用して事業者に連絡しないでください。
- ・ 情報商材の活用方法のサポートを受けるために電話をすると、さらに高額なコンサルティング契約を勧められる場合もあります。広告や説明と話が違うと思ったらきっぱり断りましょう。
- ・ 実際には、初期費用がかかることがほとんどですが、費用がかからないことを強調して勧誘してくる事業者には注意しましょう。
- ・ 不安に思ったら早めに消費生活センター等に相談しましょう。

本当に稼げる情報は人に教えないよ



エシカル消費をはじめませんか？

エシカル(=倫理的・道徳的)消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。消費と社会のつながりを「自分ごと」として捉え、世界の未来を変えるために、今できることから始めてみましょう！

「人」や「社会」に配慮した消費

- フェアトレード認証商品を選ぶ

<フェアトレード(=公平・公正な貿易)とは>
開発途上国の原料や製品を「適正な価格」で「継続的に購入」することによって、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の「生活改善」と「自立」を目指す貿易の仕組みのこと

- 売上金の一部が寄付につながる商品を選ぶ
- 障害者支援につながる商品を選ぶ など

人・社会に配慮された商品を見つけて、選んで購入することで、より多くの人々が持続可能な生活を送れるようになります。

「地域」に配慮した消費



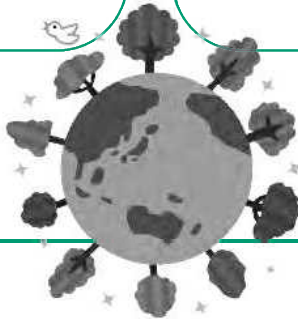
- 地産地消

<地産地消のメリット>

- ・新鮮でとれたての食材が手に入る
- ・地域の生産者の収入増につながる
- ・生産者の顔が見えることが安心につながる
- ・食材の輸送距離が減り、輸送に伴うCO2(二酸化炭素)の排出が少なくなる

- 被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する
- 伝統工芸品を購入する など

地元の食材を「選ぶ」ことや地元のお店で商品を「買う」ことは、地元を「応援する」ことにつながります。



「環境」に配慮した消費

- エコ商品を選ぶ
- 買い物のときにレジ袋の代わりにマイバッグを使う
- 資源保護の認証がある商品やCO2(二酸化炭素)削減の工夫をしている商品を購入する
- マイボトルを利用する
- 食品ロス*を減らす ※食品ロス=まだ食べられるのに廃棄される食品のこと
- 電球を省エネLEDに交換する
- 地域のルールに沿ったゴミの分別を徹底する など



地球環境の現状や問題を「自分には関係のない遠い話」と見過ごすのではなく、より良い未来に向かって、一歩を踏み出しましょう。



地域の学習会や学校の授業に講師を派遣します！

公民館の講座、婦人会、老人クラブ、学校PTA行事、放課後児童クラブや子供会、若手社会人向け学習会、また学校への授業などに講師としてお伺いし、暮らしに身近なおかね・金融に関する情報をわかりやすくお伝えします。御希望の方は、お気軽に事務局までお問い合わせください。

実施時期	随時（平日、休日問いません。）	テ ー マ 例	◆ ライフプラン（生活設計）の立て方
講演時間	1時間～1時間30分程度		◆ 無理なく無駄なく家計の見直し
参加人数	原則10人以上		◆ 知っておきたい公的年金・保険制度
申込時期	開催の1ヶ月前まで		◆ 金融商品の基礎知識
講師派遣料	一切不要（謝礼及び交通費は当委員会が負担）		◆ 悪質商法の手口と対処法
その他	※会場は申込者側で御用意ください。 ※講師の都合により御希望に添えない場合がございます。 ※営利目的のセミナーや参加費有料の講座等への派遣はできません。また資産運用、年金、保険等の個別の御相談には対応しておりません。		◆ キャッシュレス決済の仕組み ◆ 相続と遺言 ◆ 成年後見制度の仕組みと活用 ◆ ものやお金を大切にする教育 ◆ 社会人になる前に知っておきたいこと



【事務局】和歌山県金融広報委員会(和歌山県消費生活センター内)
 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904
<https://www.wakayama-kinkou.jp/>

消費者ホットライン



県やお住いの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します。

和歌山県消費生活センター
【相談ダイヤル】073-433-1551
 平日 9:00～17:00
 土・日 10:00～16:00（電話相談のみ）
 （祝日、年末年始は休み）

和歌山県消費生活センター紀南支所
【相談ダイヤル】0739-24-0999
 平日 9:00～17:00
 （土・日・祝日、年末年始は休み）

和歌山県消費生活センター
 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 FAX 073-433-3904

※有料駐車場あり

和歌山県消費生活センター紀南支所
 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
 県西牟婁総合庁舎内
 FAX 0739-26-7943